

政策 5 - 1 参加と協働により市民自治を推進する

1 政策の方向性

- 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	24.7%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	20.1%	25%以上

3 施策の体系

政策 5 - 1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり



KAWASAKI
SDGs



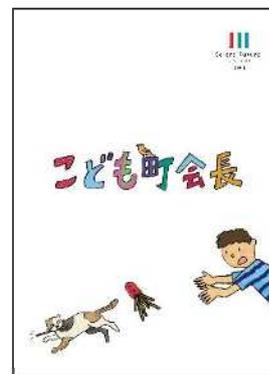
川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があることから、国や県への働きかけを継続的に行うとともに、特別自治市制度の創設に向け地方分権改革の取組を進めています。
- 町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。また、川崎市市民自治財団・かわさき市民活動センターと連携した市民活動のトータルサポートや、市民の相互支援をテーマにした「地域・社会貢献フォーラム」の開催、寄付月間キャンペーンにおける市民向けの広報の実施など、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民の主体的な活動を支援しています。
- 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めています。
- 協働・連携ポータルサイト「つながっどKAWASAKI」等により、地域活動やボランティア活動などについて、イベント・講座、サークル案内、ソーシャルビジネス等さまざまな関わり方に応じた幅広い情報を発信し、多様な主体を公共的な活動につなげていくための取組を推進していきます。
- 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けたプロジェクトや、地域の取組を支援する区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」のモデル実施、及び「区における行政への参加の考え方」に基づく区民会議のリニューアルに向けた取組を推進しています。
- SDGs達成に向けた市内事業者の取組の「見える化」を行い、地域金融機関等と連携して事業者の取組を支援することで、市内におけるSDGsの取組の活性化を図るため、令和3（2021）年3月に川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」を創設するとともに、登録・認証された事業者のネットワーク化を図る「川崎市SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。



地域・社会貢献フォーラム



若者の加入促進に向けた新たなアプローチ



「まちのひろば」創出職員プロジェクト
(コミュニティガーデンの創出に向けた準備作業)

2 施策の主な課題

- 持続可能で自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組を推進していく必要があります。
- 町内会・自治会が抱える担い手の不足やつながりの希薄化など従前からの課題に加え、デジタル化の急激な進展などの社会変容にも対応するため、活動の維持・拡大に対する支援の重要性はさらに高まっており、今後も安定的に地域活動に取り組めるよう、町内会・自治会への支援が求められています。
- 多彩な経験を持った高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっているとともに、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業など、公共領域の新たな担い手が増えていることから、地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、地域人材の発掘、育成、支援などをさらに進め、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを進めることが求められています。
- 川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターなどの全市的な中間支援機能のほか、ソーシャルデザインセンターにより、区域レベルにおける地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民が主体的に進める活動の支援に向けた取組を推進していく必要があります。
- SDGsの達成に向けては、本市自らが積極的に取組を進めるだけでなく、地域のさまざまなステークホルダーによる主体的な取組が不可欠であることから、多様な主体の連携によるSDGsのゴール達成に向けた取組を加速させるために、一層の支援が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 特別自治市制度の実現を含めた地方分権改革に向けた取組の推進
- ★ 町内会・自治会活動の活性化に向けた支援の推進
- ★ 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく、市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりの更なる推進
- ★ 地域と多様な主体をつなぐコーディネート機能のしくみの機能強化
- ★ 新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進
- ★ SDGs達成に向けた多様なステークホルダーの連携と主体的な取組の促進

4 直接目標

- 多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
地域貢献活動 ^{※1} に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	19.8 % (平成27 (2015) 年度)	15.7 % (令和元 (2019) 年度)	21 %以上 (平成29 (2017) 年度)	23 %以上 (令和3 (2021) 年度)	25 %以上 (令和7 (2025) 年度)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	63.8 % (平成27 (2015) 年度)	59.0 % (令和2 (2020) 年度)	64 %以上 (平成29 (2017) 年度)	64 %以上 (令和3 (2021) 年度)	64 %以上 (令和7 (2025) 年度)
市内認定・条例指定 NPO 法人数 (市民文化局調べ)	8 団体 (平成26 (2014) 年度)	14 団体 (令和2 (2020) 年度)	14 団体以上 (平成29 (2017) 年度)	22 団体以上 (令和3 (2021) 年度)	30 団体以上 (令和7 (2025) 年度)
「かわさきSDGsパートナー」登録・ 認証事業者数 (総務企画局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	607 ^{※2} 者 (令和3 (2021) 年度)	-	-	2,050 者以上 (令和7 (2025) 年度)

※ 1 地域貢献活動とは、町内会・自治会活動、ボランティア活動、地域のイベントへの参加（オンライン上も含む。）など

※ 2 令和3（2021）年 11 月 26 日現在

※ その他成果指標として「SDGsの達成に向けて行動している人の割合」を設定しますが、現在調整中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3（2021） 年度	令和4（2022）～7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
地方分権改革推進事業 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、分権型社会の実現に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた「提案募集方式」の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・提案募集方式の活用に向けた検討・調整、他都市等と連携した取組の推進 ●特別自治市制度の実現に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国等への要請の実施 ・普及啓発の取組の実施 ・移行に向けた調査・研究の実施 ●県市間の適切な役割分担に向けた検討・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲の推進 ●「新たな地方分権改革の推進に関する方針」の改訂及び推進 <ul style="list-style-type: none"> ・方針の改訂（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案募集方式を活用した権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに関する取組の推進 ・特別自治市制度等の実現に向けた要請等の実施 ・特別自治市制度の理解促進を目的としたパネル展示、冊子配布等の実施 ・指定都市市長会との連携による経済団体等を対象とした取組の実施 ・特別自治市制度に関する調査・研究の実施 ・権限移譲に向けた検討及び県との協議の推進 ・改訂された方針に基づく取組の推進 	事業推進
多様な主体による協働・連携推進事業 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるような環境を整備するとともに、多様な主体との協働・連携の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進 ・「基本的考え方」に基づく取組の推進及び検証 ●地域人材の担い手拡充に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・マッチング事業の実施 ●協働・連携ポータルサイト「つながってKAWASAKI」を活用した支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R2サイトアクセス件数：24,135件 ・運用状況や運営上の課題に応じた機能拡充による市民参加の支援 ●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の更なる推進 <ul style="list-style-type: none"> ・協定締結数：企業：392件、大学：75件、※R2.12現在 ・多様な主体との協働・連携の取組の更なる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちのひろば」プロジェクト及び「ソーシャルデザインセンター」の創出・運営支援に向けた取組等の推進 ・「基本的考え方」に基づく取組の推進及び検証 ・プロボノワーカー（仕事で培った経験やスキルを活かしたボランティア活動を行う人）と市民活動団体等とのマッチング事業の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自治推進事業 自治基本条例の理念等を周知するとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度などの「自治基本条例」に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の理念等の広報・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・広報・啓発の実施 ●若者など多様な市民の参加の促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催及び市民参加の推進に向けた調査、手法の検討 ●パブリックコメント手続制度及び住民投票制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・R2パブリックコメント手続実施件数：41件 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所や関係施設のモニター等を活用したパブリックコメント手続制度や住民投票制度等の周知・広報 ・継続実施 ・制度の運用 	事業推進
地域振興事業 地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、行政との協働のパートナーである町内会・自治会の活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に基づく区と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会活動応援補助金制度の構築及び実施 ・広報媒体を活用した活性化支援等の実施 ・きめ細かい活性化支援の実施 ●町内会・自治会への依頼ガイドラインに基づく、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・負担軽減に向けた取組の推進 ・市広報物の一括配送の開始（R2） ●町内会・自治会館の整備に関する補助による建替、耐震改修等の支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付 ●自治功労者表彰等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・表彰等の実施 ●市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化に向けた取組の実施 ・市民自治活動に資する取組への支援の実施 ・新総合自治会館の利用促進 ●町内会・自治会等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・R2参加者数：32,073人（合計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、補助制度の適正な運用の実施 ・町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援の実施 ・市広報物の一括配送など、町内会・自治会の負担軽減に向けた取組の継続実施 ・継続実施 ・地域福祉の増進及び住民自治の振興発展に貢献し、特に顕著な功績のあった町内会・自治会長等の表彰の実施 ・町内会・自治会活動の活性化を支援する市民自治財団の機能強化に向けた取組の実施 ・新総合自治会館における市民自治活動に資する取組への支援の実施 ・市民自治財団と連携した、地域活動に寄与する新総合自治会館の利用促進 ・多摩川美化活動・市内統一美化活動の実施 	事業推進
市民活動支援事業 市民が行う自由な社会貢献活動である市民活動を活性化させるため、「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動の中間支援機能を強化する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・R2施設等利用団体数：2,246団体 ●「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化の推進 ・支援メニューの実施 ●市民活動中の事故に対する「市民活動（ボランティア活動）補償制度」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき市民活動センター」を通じた市民活動支援の促進 ・市内のさまざまな市民活動の中間支援組織のネットワーク化の推進 ・多様な主体の協働・連携を促進する支援メニューの実施 ・継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
NPO法人活動促進事業 NPO法人(特定非営利活動法人)活動の発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄付促進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法人の設立認証、情報公開、監督等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・設立事務説明会、出張相談会の実施及び監督・指導等の実施 ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 ・説明会の開催 ●NPO法人運営の基盤整備・強化に向けた支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織と連携した支援等の実施 ・運営基盤強化に向けた取組の実施 ●市民による相互支援や寄付文化の醸成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等の開催 ・理解促進に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市特定非営利活動法人審査会からの今後の運用の方向性に関する答申に基づく運用の実施 ・認定・条例指定制度説明会の開催 ・かわさき市民活動センターなど中間支援組織と連携した支援等の実施 ・専門家による個別相談等の運営基盤強化に向けた取組の実施 ・企業、市民とNPO法人の連携を促進するフォーラム等の開催 ・全国的なキャンペーンである寄付月間にあわせた取組の実施 	事業推進
SDGs未来都市推進事業 SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、多様なステークホルダーとの連携強化を図り、SDGsの達成に向けた取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・登録・認証事業者の募集と認定 ●「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用による事業者間の連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供やセミナー開催、マッチング支援などプラットフォームによる登録・認証事業者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でSDGsに取り組む事業者の登録・認証による多様なステークホルダーとの連携推進 ・プラットフォームを通じたSDGsに取り組む事業者のネットワーク化の推進 ・SDGsに取り組む事業者の支援 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 広聴については、「かわさき市民アンケート」、「車座集会」、「市長への手紙」などを通して、市政に対する提案等、市民の声を集め、市民視点に立った市政運営や事務改善の契機として、積極的に活用しています。
- 広報については、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、市政だよりをはじめ、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等のさまざまなメディアを活用するなど、市の施策や取組等の情報を積極的に、より分かりやすく、かつ、伝わるように発信しています。
- 市政の透明性を確保するため、公文書等の行政情報を積極的に開示するとともに、的確に保存・管理し、活用しています。

2 施策の主な課題

- 広聴については、市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するために、市民の声を多面的、戦略的に収集・調査するとともに、積極的に施策や取組に活かしていく必要があります。
- 広報については、市の施策や取組等の情報をよりさまざまな世代の市民に伝わるようにするため、紙媒体だけでなく、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS等の活用など、メディアミックスによる効果的な情報発信を継続的に実施していく必要があります。
- 行政のデジタル化が進む一方で、今後も個人情報の適正な管理や保護が求められています。

3 施策の方向性

- ★ 市民のさまざまな「声」の戦略的な収集と、市民視点に立った市政運営や取組への一層の活用の推進
- ★ 『受け手の行動喚起を意識した広報』のための広報媒体・手法の強化・充実
- ★ 情報・通信分野の技術の変化に対応した適切な情報発信
- ★ 個人情報保護法の改正等を踏まえた個人情報の適正な管理の推進

4 直接目標

- 市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
コンタクトセンター内サンキューコール かわさきの対応満足度 ※5点満点 (総務企画局調べ)	4.9 点 (平成27 (2015) 年度)	4.9 点 (令和2 (2020) 年度)	4.9 点以上 (平成29 (2017) 年度)	4.9 点以上 (令和3 (2021) 年度)	4.9 点以上 (令和7 (2025) 年度)
必要な市政情報を得ることができ いると思う人の割合 (市民アンケート)	37.5 % (平成27 (2015) 年度)	40.9 % (令和元 (2019) 年度)	39 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42 %以上 (令和3 (2021) 年度)	45 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
広聴等事務 市民との直接対話や、手紙、FAX、メールなどの身近な手段により、市政に対する声を広く収集します。また、市政に対する市民の意識を調査するため、かわさき市民アンケートを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「車座集会」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・団体参加型やテーマ設定型などさまざまな手法による開催 ●「市長への手紙」の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> R2受理件数：4,953件 ●「かわさき市民アンケート」による幅広い市民意見の聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民アンケートの実施 ・戦略的なアンケート手法の構築に向けた取組の推進 ●市民ニーズの的確な把握に向けた職員の意識や能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見を収集・分析し、市政運営に活かす取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「車座集会」により、市長と市民等との直接対話を通して、その声を市政運営に反映するためのさまざまな手法による取組の推進 ・「市長への手紙」により、市民から寄せられた声を貴重な情報として市政運営に反映するための継続的な取組の推進 ・「かわさき市民アンケート」により、市政に対する市民のさまざまな声を把握するための継続的な取組の推進 ・広聴業務に携わる職員のスキルアップや全庁的な人材育成に向けたサポート体制の推進 	事業推進
コンタクトセンター運営事業 コンタクトセンターで受け付けた案件に迅速、親切、的確に対応し、可能な限り回答することにより、市民の利便性と満足度の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンタクトセンターの適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する問合せ、意見、相談等に対応する「サンキューコールかわさき」の運用 ・本庁舎代表電話交換業務 ・各区役所・支所代表電話交換業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトセンターを適切に運用し、利用者の更なる利便性及び満足度の向上を図るための取組の推進 	事業推進
区相談事業 各区に相談窓口を設け、日常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の助言等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活・市政等相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 ●弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などの相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談の実施 ・オンライン相談の導入及び運用状況の検証 ●相談予約コールセンターの運用及び今後の拡充に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民からの日常的な悩みごとに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
広報事業 あらゆる広報媒体を活用しながら、市の制度や施策から暮らしに関する手続、イベントや本市の魅力に関する情報まで、市政に関するさまざまな情報を市民にわかりやすく、効果的に伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「市政だより」による効率的・効果的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・紙面リニューアル(5月号から) ●市ホームページによる市政情報・本市の魅力に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> R2月平均ページ閲覧回数：10,118千回 ●情報プラザの運営や広報コーナーの活用による市の制度・施策の積極的な広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の推進 ・情報プラザの新北庁舎移転に向けた取組の推進 ・デジタル化に伴う、情報プラザ機能のあり方の検討 ●広報出版物等の発行による市政情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「カワサキノト 川崎市市勢要覧」の発行 ・市民便利帳「かわさき生活ガイド」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面の更なる充実など「市政だより」をわかりやすいと感じるための取組の推進及び他メディアとの連携による効果的な情報発信 ・市民にとって必要な市政情報等をわかりやすく効果的に情報発信するための取組の推進 ・情報プラザ等を活用した継続的な広報活動の推進 ・さまざまな広報出版物等を活用した効果的な市政情報の発信に向けた取組の推進 	事業推進	
放送事業 テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオによる広報番組の放送等を活用した、分かりやすく、親しみやすい情報のタイムリーな発信 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオを活用した市広報番組の制作・放送 ・各媒体とのメディアミックスによる効果的な情報発信 ●市内唯一のコミュニティ放送局である「かわさきエフエム」の認知度向上及び経営改善支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報及び安全安心情報の発信 ・地域のつながりの場としての価値の創出 ・経営改善支援 ●JR川崎駅の大型映像装置(大型サイネージ)による市政情報等の放映 <ul style="list-style-type: none"> ・動画を使った効果的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオを活用した番組制作・放送及び各媒体とのメディアミックスによるタイムリーかつ積極的な情報発信 ・「かわさきエフエム」の認知度向上及び地域のつながりの場としての価値の創出の取組の推進 ・継続実施 	事業推進	
情報公開推進事務 市民の知る権利を保障し、開かれた市政を実現することを目的として、総合的な情報公開制度の運用を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正を踏まえた個人情報保護制度の検討及び対応 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の検討及び対応 ●個人情報保護委員との連携による相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委員と連携した相談の実施 ●情報提供制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の情報提供の推進 ●番号法の施行に伴う個人情報保護制度の適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価の第三者点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

1 これまでの主な取組状況

- 川崎区において3管区に分散している機能・体制を見直し、申請・届出業務を川崎区役所に一元化して行政サービスの質・量を今まで以上に確保することや、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進することなどを基本的な考え方とする、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」等を策定しました。
- 宮前区役所向丘出張所については、共に支えあう地域づくりとコミュニティ形成を推進する身近な地域の拠点を目指し、今後の一層の活用に向けた取組を進めています。
- 暮らしやすい地域社会の実現をめざして、これまでの区民会議をリニューアルし、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論する、「新しい参加の場」の取組を進めています。
- マイナンバーカードの更なる普及促進に向けた取組を推進し、川崎市マイナンバーカードセンターの設置等を行いました。
- 高経年化が進む区役所等庁舎について、必要な改修・補修や効率的・効果的な整備を進めています。多摩区役所生田出張所については、従来の出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人々が利用し、集い合える場として、新庁舎を整備し、令和3（2021）年6月に供用を開始しました。



地域づくりに向けた職員育成研修の様子



多摩区役所生田出張所オープニングイベントの様子

2 施策の主な課題

- 「新しい参加の場」については、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論するため、これまでの区民会議における課題等を踏まえ、「より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充」、「弾力的に運用できる柔軟なしくみ」、「地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進」を制度運用の方向性と位置づけ、令和6（2024）年度の本格実施に向けて、各区において取組を進め、さらに市民自治を推進していく必要があります。
- 利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供に向け、デジタル化等の社会環境の変化を踏まえた区役所機能のあり方を検討する必要があります。
- 市民が快適にサービスを受けられ、かつ、庁舎を身近な地域の拠点として活用していけるよう、効果的な庁舎整備を行う必要があります。
- マイナンバーカードの交付率向上の取組を進めるとともに、デジタルデバインドにも配慮した更なる普及促進に取り組む必要があります。また、マイナンバーカードの普及にあわせ、カードに搭載された電子証明書の住民記録・戸籍関係手続への活用の検討が求められます。

3 施策の方向性

- ★ コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す区役所機能の更なる強化
- ★ これまでの区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の取組の推進
- ★ デジタル化等の社会環境に対応した、利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供
- ★ マイナンバーカードの更なる普及促進や区役所区民課等における各種手続への電子証明書の活用
- ★ 区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

4 直接目標

- 市民満足度の高い区役所サービスを提供する

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	97.1 % (平成27 (2015) 年度)	99 % (令和元 (2019) 年度)	98.0 %以上 (平成29 (2017) 年度)	98.0 %以上 (令和3 (2021) 年度)	98.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)
個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	平成28 (2016) 年 1月から交付開始	30.9 % (令和2 (2020) 年度)	7 %以上 (平成29 (2017) 年度)	20 %以上 (令和3 (2021) 年度)	85 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降	
区役所改革推進事業 区役所では、地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の推進 ・「区における行政への参加の考え方」に基づく取組の推進 ●「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の策定及び方針に基づく取組の推進 ●「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく、区役所、支所、出張所等を取り巻く状況の変化を踏まえた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」の策定(予定) ・証明書発行件数の推移等の検証 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の推進及び検証 ・区民会議に替わる新しい参加の場としての「地域デザイン会議」の試行実施・検証及び本格実施 ・地域をコーディネートできる職員研修の実施 ・支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務の川崎区役所への一元化(機能再編)(R5完了予定) ・支所・出張所の「身近な活動の場」等としての活用策の検討・実施 ・「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 ・証明書発行件数の推移等の検証及び証明書発行体制のあり方の検討 ・行政手続のオンライン化、デジタル化を踏まえた取組の検討 	事業推進	
区役所サービス向上事業 市民の満足度が高い区役所をめざしてサービス向上の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上の取組の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・臨時窓口開設の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所サービス向上指針評価・研修の実施 ・第2・4土曜日の区役所窓口開設の実施 ・混雑期の臨時窓口開設の実施 	事業推進	
戸籍住民サービス事業 区役所、出張所において届出の受理や証明書等を発行するとともに、マイナンバーカードの普及やコンビニエンスストアでの証明書交付を推進することにより利便性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務等の迅速かつ確かな提供 <ul style="list-style-type: none"> ・的確な事務提供 ●マイナンバーカードの普及促進等の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・普及促進等 ・自動交付の利用促進 ・マイナンバーカードセンター及びコールセンターの設置(R2) ●区役所事務サービスシステムの更改・運用 <ul style="list-style-type: none"> ・新システムの更改・運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な事務の提供及び戸籍情報システム稼働に向けた対応の実施 ・マイナンバーカードの普及促進 ・コンビニエンスストアでの戸籍・住民票等の証明書の自動交付の利用促進 ・新システムの運用 	事業推進	
地域課題対応事業 各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所が主体となった地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施 <ul style="list-style-type: none"> R2事業数：274事業 ●各区の魅力ある地域資源を活かした区づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・実施 ・継続実施 	事業推進	各区役所での「地域課題対応事業」の取組については、区計画に掲載しています。

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

政策体系別計画

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
区役所等庁舎整備推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の改修・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・改修・補修の実施 ●機能再編に伴う庁舎整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」に基づく検討 ・宮前区役所新庁舎の執務環境等の検討 ・多摩区役所生田出張所新庁舎供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所等庁舎の改修・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い庁舎づくりに向けた取組の実施 ・庁舎機能を維持するための適切な改修・補修の実施 ・新たな時代に対応した庁舎環境整備の推進 ●機能再編に伴う庁舎整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎区役所改修設計及び改修工事の実施（R5完了予定） ・支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討と合わせた大師・田島支所庁舎の建替えの推進 ・宮前区役所新庁舎整備に向けた取組及び「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進 ・（仮称）大師支所・田島支所複合施設供用開始（R9予定）

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価